

「中間的な整理」の内容（個人特定性低減データ）と行政機関等匿名加工情報との比較【未定稿】
 （本文からの要約等により作成。「中間的な整理」に対応部分がない場合は「－」表示）

	「中間的な整理」の内容 （個人特定性低減データ）	行政機関等匿名加工情報
2(1) 提供の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>公益的目的</u>」のための利活用に限定（基本的には非商業的利用とし、ただし、営利活動でも社会一般に利益が及ぶと期待される場合（医療データを活用した創薬等）も含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>A 情報の場合</u>、個人の権利利益の保護の観点からは<u>目的を問わず自由に提供して差し支えないか。または、「中間的な整理」の議論のように「公益的目的」を求めることとするか。それとも、両者の中間的な考え方があり得るか。</u> ・ <u>B 情報の場合</u>、目的外提供となることから、「<u>中間的な整理</u>」の議論のように「<u>公益的目的</u>」に限る必要があると考えるか。
2(2) 対象となる情報の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>①非自発的、権力的な収集情報、②各個人からの義務的な提供情報については基本的に除外。③いわば民－民と同等の関係で保有されている情報、④その他については対象となる。</u> ・ <u>①②情報についても、利活用が可能な情報が含まれるため、将来的にさらに詳細な類型化をし、利活用の拡大を図ることが適切ではないか。</u> ・ ただし、実際に行政機関等が保有する個人情報、膨大かつ多様であり、厳密な分類、類型化を行うことは難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>A 情報の場合</u>、現行行個法の規律は及ばないことから、<u>あらゆる情報について提供が可能と考えられるか。</u> ・ <u>B 情報の場合</u>、「<u>中間的な整理</u>」と同様の整理が可能と考えられるか。その場合、情報分類の具体的な線引きをどのように行ったらよいか。 ・ いずれの場合でも、行政事務の適正な遂行に支障が生じ、国民の信頼を失わせるおそれがある場合等は提供対象から除く必要があるのではないか（そのほか検討すべき事項はあるか）。
2(3) 行政機関の長の裁量	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>個人特定性低減データの提供はあくまで個人情報の目的外利用であること、ニーズに応じて行政機関等がカスタマイズや匿名加工をして提供</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>A 情報の場合</u>、オープンデータ化を含め、様々な提供の仕方が考えられるが、いずれにせよ<u>個別事案に即した判断による提供であり、裁量が</u>

	<p><u>するものであること、民間部門においても事業者同士の取引や契約により提供の判断がなされることからすれば、裁量を認めることが適当</u></p>	<p><u>認められるのではないか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>B 情報の場合、目的外提供に当たるか否かを行政機関の長が判断すること等から、裁量が認められるのではないか。</u> • <u>なお、利活用を促進する観点からは、行政機関等に提供を促していくような運用上の施策を別途検討することが必要ではないか。</u>
<p>2(4) 提供先での利用制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>利活用の目的の限定等を課す場合、その実行性確保の必要性等から二次流通の禁止を課すことが必要ではないかとされる一方、全面的に禁止すると研究開発を抑制してしまうことが懸念され、例外的に条件を付して認める仕組みは考えられないかとの整理の方向。今後の検討課題</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>A 情報の場合、二次流通を含め利活用目的を一律に限ることはしないとすれば、提供する情報の内容等により、必要に応じて利活用の制約を判断し、安全確保等の措置を求めていけばよいのではないか。</u> • <u>B 情報の場合、提供先での利活用の制約や安全確保等の措置について、行個法8条、9条等の規定との関係をどう考えるか。</u>
<p>2(5) 手数料</p>	<p>(・独法について、自己収入のインセンティブを考慮し、対価徴収の自由度を高めることを検討)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>A 情報の場合、提供先がビジネスその他の目的に使うのであれば、一律の公費負担は適切ではなく、コスト等実費を勘案して提供先から一定の手数料を徴収することが適切ではないか。</u> • <u>B 情報の場合、「公益的目的」が求められると仮定しても、提供先のニーズによる加工自体のコスト等が発生するため、一定の手数料の徴収が適切な場合があるのではないか。</u> • <u>自由な利活用を認める場合には、提供に係る手数料と、情報公開による開示請求がなされた場合の手数料との整理が必要ではないか。</u>

<p>2(6) 独立行政法人等の扱い</p>	<p>(・自己収入のインセンティブを考慮し、独法における対価徴収の自由度を高めることを検討)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>独法等のうち民間部門に近い業務内容のものについては、関係規定を基本法に合わせることはできないかとの意見がある。</u> ・その場合、<u>匿名加工情報の取扱いという文脈のみから、独法等が公的部門に属するという取扱いを変えることに問題はないか。</u> ・仮に一部の独法等の取扱いを変えようとする場合、<u>対象をどのように線引きしたらよいか。</u> ・<u>独法の一部を切り出して、基本法を直接適用することとする場合、当該部分を独開法の適用からも外す必要が生じるのではないか。情報公開の観点からはどう考えたらよいか。</u> ・なお、<u>独法等が権力的・義務的に収集した情報は相対的に少ないとすると、(独開法の不開示情報に当たるものも少ないと考えられ、)実際の運用場面で提供可能な情報の割合は、行政機関よりも高くなるのではないか。</u>
<p>3 官民共通の情報の取扱い</p>	<p>(・「中間的な整理」における情報分類の①②情報は概ね「官に特有な情報」に、また③④情報は概ね「官民に共通する情報」に対応するか。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>「官民共通の情報」をどうとらえたらよいか。情報の内容についてみるか。あるいは、収集プロセス(権力的・義務的収集)の違いでみるか。</u> ・<u>「官に特有の情報」についてはどう考えるか。匿名化すれば提供することは可能と考えるか。</u> ・<u>「官民共通の情報」(又は「官に特有の情報」)を具体的に線引きするにはどうしたらよいか。</u>

<p>4 情報公開法との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人特定性低減データの仕組みを行個法に位置付けることが適当か、行開法に位置付けることが適当かということと比較検討した結果、行個法に位置付けることがなじみやすく、適当であるとの結論を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行個法・独個法上提供することが可能な個人情報の範囲と、行開法及び独開法が開示情報とする範囲は、表裏一体の関係にあって整合性がとられているのではないか。 ・<u>匿名加工情報としても提供し得ない情報の範囲は、行開法・独開法の不開示情報のリストと基本的に一致していると考えられるか。</u>
<p>5 民間における匿名加工情報の提供の実際のルール</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本法の匿名加工情報については、法令、委員会規則、個人情報保護指針及び関係者間の契約の全体により、実際に適用されるルールが形成されるのではないか。 ・官民での利活用が具体的に想定される分野では、官民の関係機関が連携協議し、情報の加工や保護・取扱いのルールが自主規制ルールや契約等として合意又は形成されるのではないか。 ・<u>実際の利活用場面を想定して具体的に判断を行う場面において官民統一性の確保を図ることが重要ではないか。どう考えるか。</u>